（退職金共済契約の被共済者となった者の個人別管理資産の移換の申出期限日を延長できる場合等）

第三十一条の六　令第二十六条の三に規定する厚生労働省令で定める場合は、退職金共済契約の被共済者となった者の個人別管理資産の移換の申出を法第五十四条の六に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日（次項において「申出期限日」という。）までの間に行わないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

2　令第二十六条の三に規定する厚生労働省令で定める基準は、同条の規定により延長される申出期限日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

（連合会の事務の委託）

第三十七条　法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～三　（略）

四　資産管理機関、確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等又は企業年金連合会との間の個人別管理資産の移換に関する事務

五　（略）

六　この省令又は個人型年金規約の規定による届出の受理に関する事務（確定拠出年金運営管理機関に委託する場合にあっては、第四十五条第一項の規定による届出の受理に関する事務を除く。）

七　脱退一時金相当額等若しくは残余財産の移換に係る書類又は磁気ディスク等の受理に関する事務

2　（略）

（個人型年金加入者の申出）

第三十九条　法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　令第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、令第三十六条の二第二項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条の七まで、第六十九条の二第三項第二号及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。）の個人型年金加入者掛金の額

三　（略）

（削る）

四　（略）

五　法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　六十歳以上の者にあっては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

六　法第六十二条第一項第四号に掲げる者にあっては、次に掲げる事項

イ　第四号イ及びロに掲げる事項

ロ　六十歳以上の者にあっては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

七　（略）

（退職金共済契約の被共済者となった者の個人別管理資産の移換の申出期限日を延長できる場合等）

第三十一条の六　令第二十六条の二に規定する厚生労働省令で定める場合は、退職金共済契約の被共済者となった者の個人別管理資産の移換の申出を法第五十四条の五に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日（次項において「申出期限日」という。）までの間に行わないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

2　令第二十六条の二に規定する厚生労働省令で定める基準は、同条の規定により延長される申出期限日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

（連合会の事務の委託）

第三十七条　法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～三　（略）

四　資産管理機関又は確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等との間の個人別管理資産の移換に関する事務

五　（略）

六　この省令又は個人型年金規約の規定による届出の受理に関する事務

七　脱退一時金相当額等の移換に係る書類の受理に関する事務

2　（略）

（個人型年金加入者の申出）

第三十九条　法第六十二条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　令第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、令第三十六条の二第二項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条の七まで及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。）の個人型年金加入者掛金の額

三　（略）

四　企業型年金加入者等であったことがある者にあっては、その旨

五　（略）

六　法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

（新設）

（新設）

七　（略）